

「うちのかつおに限って!？」

人定質問

裁判官： 名前は何ですか。
被告人： 小林かつおです。
裁判官： 生年月日は。
被告人： 昭和59年5月9日です。
裁判官： 本籍地は。
被告人： 群馬県高崎市高松町26番地2です。
裁判官： 住所は。
被告人： 前橋市大手町3丁目1番34号です。
裁判官： 職業は。
被告人： 内装業です。

起訴状朗読

裁判官： それでは、これから検察官が起訴状を朗読するので、良く聞いていてください。検察官、起訴状を朗読してください。
検察官： はい。
公訴事実。
被告人は、…（起訴状の「公訴事実」「罪名及び罰条」を読み上げる）
以上の事実につき、ご審議願います。

権利告知・罪状認否

裁判官： 以上の事実について、これから審理をしていきますが、その前に、あなたには、黙秘権という権利がありますので、言いたくないことは言わなくて結構ですし、答えたい質問に対しては答え、答えたくない質問に対しては答えなくても結構です。ただし、この法廷であなたが述べたことは、それがあなたにとって有利であると不利であるとを問わず証拠となりますので、注意してください。
以上を前提に伺いますが、先ほど検察官が読み上げた公訴事実にどこか違うところがありますか。
被告人： 私がケンイチのおなかを切り付けたことは確かです。でも、それは、ケンイチに殴られ、殺されると思ったからです。自分の身を守るために仕方なくしたことです。私は、無罪です。
裁判官： 弁護人のご意見は。
弁護人： 被告人の行為は、ケンイチによる急迫不正の侵害に対して、自己の生命ないし身体を防衛するため、やむを得ず行ったものであり、かつ、被告人には、こ

の場を利用して積極的にケンイチを傷つける意思はないのだから、正当防衛が成立し、被告人は無罪です。

証拠調べ手続

裁判官 : それでは、これから証拠調べ手続に入ります。

検察官による冒頭陳述については、あらかじめ書面で提出されたとおり陳述があったものとします。また、検察官より請求のあった「現場見取り図」及び「診断書」と、犯行に使用された作業用カッターについては、これを採用します。

次に、検察官より請求のあった証人について採用します。

丸山ケンイチさん、証言台の前に立ってください。

ケンイチ : はい。

裁判官 : お名前は何と言いますか。

ケンイチ : 丸山ケンイチです。

裁判官 : 職業、住所、生年月日は、先ほど書いていただいた出廷カードに記載されたとおりですか。

ケンイチ : はい。

裁判官 : それでは、証人として証言していただく前に、宣誓をしていただきます。宣誓書を手に持って、読み上げてください。

ケンイチ : はい。(宣誓書を読み上げる)

裁判官 : ただいま、宣誓していただいたとおり、記憶に基づいて真実だけを述べてください。記憶に反して虚偽の証言をした場合、偽証罪で処罰されることがありますので十分注意してください。

<証人① 丸山ケンイチ(被害者)の尋問>

裁判官 : それでは、証人尋問を始めます。検察官、どうぞ。

検察官 : あなたは、今年の6月6日に、被告人小林かつおから作業用ナイフで腹部を切られるという被害に遭いましたね。

ケンイチ : はい。

検察官 : その時、最初に手を出したのはあなたの方ですけれども、どんなことをしたんですか。

ケンイチ : かつおの胸ぐらをつかんで、数発殴りました。

検察官 : どうしてそういうことをしたんですか。

ケンイチ : かつおが、僕の大事なチョコたんに出したのに、しらを切ったからです。

検察官 : あなたは、事件の前の日に、被告人に会いましたか。

ケンイチ : 話しをしよう、と提案しましたが、かつおはそれを無視しました。

検察官 : あなたに殴られた後、被告人はどうしましたか。

ケンイチ : 私を小ばかにしたような目で、「チョコとは何もねえよ」とまだしらを切っていました。

検察官 : あなたは、被告人の態度をどう思いましたか。

ケンイチ : 私は、当時、かつおがチョコたんを楽しそうにドライブしているのを見ていますし、朝帰りしたのも知っていますので、かつおはチョコとできていると思っていました。まだしらを切っている被告人の態度に正直心底怒りました。

検察官 : だからレクサスを蹴(け)ったのですか。

ケンイチ : 今思えば悪いことをしたとは思いましたが、そのときは怒りのあまり思いっきり運転席ドアを蹴ってしまいました。レクサスのドアは、カップ焼きそばのお湯を流しに捨てる時のようなポッコンという音を立てて凹みました。

検察官 : あなたは、さらに被告人を殴りかかりましたね。

ケンイチ : その時は本当に怒りましたので、「てめえまだ言うか。また鼻を折ってやろうか。文句があるならかかってきやがれ」などと大声で怒鳴りました。それでも収まりがつかず、今度はドアミラーを手で折ってやりました。その後、もっと殴らないと収まりがつかなくなり、かつおに殴りかかりました。

検察官 : 被告人は、反撃してきましたか。

ケンイチ : かつおは、急にギラギラとした目で私を睨(にら)みました。そして、ズボンの横ポケットからいきなりナイフを取り出して、すばやく私の懐(ふところ)に潜(もぐ)り込み、ナイフで切りつけてきました。

検察官 : 被告人はあなたを切りつけたとき何か言いましたか。

ケンイチ : 目を見開いて、大変興奮した様子で、殺してやると言いました。

検察官 : 切られた時、あなたはどうしました？

ケンイチ : 被告人のナイフを持った手を掴(つか)み、引き離そうとしました。

検察官 : もしあなたが被告人の手を掴んでいなかったら、被告人にさらに切りつけられていたと思いませんか。

ケンイチ : はい、そう思います。腕を押さええていても、ナイフを持った手を自由にし

ようと、ものすごい力で抵抗していましたから。もし被告人の腕を放していたら何度もナイフで切られ、私は殺されると思いました。

検察官 : あなたのケガの具合ですが、生活への支障などは残っていますか。

ケンイチ : 日常生活は支障なくできますが、医者からはまだ無理をしないように言われています。それに、以前より疲れやすくなった気がします。

検察官 : 被告人の処罰について、何か望むことはありますか。

ケンイチ : 私から手を出したし、レクサスを蹴ったのは確かですから、できるだけ重く処罰して欲しいとまでは言いませんが、刑を軽くしてやって欲しいという気持ちにはなれません。

検察官 : 以上です。

裁判官 : 弁護人、反対尋問をどうぞ。

弁護人 : あなたは、被告人を待ち伏せしていたということですが、どれくらい前から待っていたのですか。

ケンイチ : 5時くらいからです。

弁護人 : すると、およそ1時間もの間待っていたことになりますが、待っている時の気持ちはどのようなものでしたか。

ケンイチ : いらいらしていました。かつおは勘(かん)の良い男なので、待ち伏せしていることに気づいて帰ってこないかとも思いました。

弁護人 : 始めから、かつおを殴るつもりだったのですか。

ケンイチ : そんなことはありません。

弁護人 : ところで、あなたは、先ほどあなたが殴りかかったときに、かつおはズボンの横ポケットからナイフを取り出したと言いましたが、ナイフを出した時に殴るのをやめて逃げようとしなかったのですか。

ケンイチ : 被告人がすごい勢いで突っ込んできたので、そんな余裕はありませんでした。

弁護人 : 被告人が突っ込んできたのではなく、あなたが突っ込んで行ったのではありませんか。当時の記憶を思い出してください。

ケンイチ : ……よく覚えていませんが、被告人も迫(せま)ってきた気がします。

弁護人 : それにあなたの身長は何センチですか。

ケンイチ : 180センチです。

弁護人 : 被告人の身長は何センチくらいで、そのとき被告人はどのような体勢でしたか。

ケンイチ : よくわかりませんが、160センチくらいではないでしょうか。ひざが少し折れて中腰(ちゅうごし)のような格好でいました。

弁護人 : すると、あなたは被告人が懐に潜り込んで来たと言いましたが、あなたが殴りかかったことにより、あなたと被告人の体格差と被告人の体勢から、被告人があなたの懐に潜り込んだ形になったのではないですか。

ケンイチ : 私が殴りかかったとき、かつおがナイフを出したと思ったら、つぎの瞬間腹をナイフで切りつけたので、自分から潜り込んで来たと思いました。

弁護士 : あなたは、昔から空手をやっていますね。

ケンイチ : 中学生のころから始めて、高校時代は県大会で優勝したことがあります。
空手2段です。

弁護士 : 身長は先ほど180センチと言いましたが、体重は何キロですか。

ケンイチ : 85キロくらいです。

弁護士 : 昔から被告人とはよく喧嘩(けんか)をしていたようですが、被告人に負けたことがありますか。

ケンイチ : 高校の時から、よく喧嘩をしていましたが、あんなナヨナヨした男に負けることなどありません。

弁護士 : 被告人は、いつもやられっぱなしだったのですか。

ケンイチ : でも、かつおは切れると見境(みさかい)がなくなるところがあって、自分がやばいときもありました。高校のときに木刀(ぼくとう)で殴りかかってきたときは、あぶなかったなあ。

弁護士 : 被告人とチョコさんができていたということは、本当はなかったですよ。

ケンイチ : そのようですが。当時は、できていると思っていました。

弁護士 : 以上です。

<証人② 小林ゆうこの尋問>

裁判官： 次に、弁護士より請求のあった証人について採用します。
小林ゆうこさん、証言台の前に立ってください。

ゆうこ： はい。

裁判官： お名前は何と言いますか。

ゆうこ： 小林ゆうこです。

裁判官： 職業、住所、生年月日は、先ほど書いていただいた出廷カードに記載されたとおりはですか。

ゆうこ： はい。

裁判官： それでは、証人として証言していただく前に、宣誓をしていただきます。宣誓書を手に持って、読み上げてください。

ゆうこ： はい。(宣誓書を読み上げる)

裁判官： 記憶に基づいて真実だけを述べてください。記憶に反して虚偽の証言をした場合、偽証罪で処罰されることがありますので十分注意してください。
それでは、弁護士、どうぞ。

弁護士： あなたは、今年の6月6日に、あなたの息子である被告人が友人のケンイチ君を作業用ナイフで刺した場面を目撃したんですね。

ゆうこ： はい。でも、あれはかつおがケンイチ君から逃げるためにしかたなくやったことなのです。

弁護士： あなたが、二人が争っているのを見たのはいつからですか。

ゆうこ： 私は自宅で夕飯の支度をしながらかつおが仕事から帰ってくるのを待っていました。駐車場で怒鳴り声が聞こえたので、何だろうと思って窓から駐車場を覗(のぞ)くとケンイチ君がうちのかつおを殴っていました。

弁護士： それを見てあなたはどうしましたか。

ゆうこ： 「喧嘩(けんか)はやめて」と叫びましたが、二人とも気づかない様子でした。

弁護士： ケンイチ君は、一度殴るのを止めましたね。

ゆうこ： でも、ケンイチ君は、いきなりかつおの車のドアを蹴(け)りつけました。かつおが大切にしている車なのに……。それに、何と言っているか分かりませんでした。大きな声で怒鳴りだしました。

弁護士： ケンイチ君は、再び被告人を殴ろうとしましたね。

ゆうこ： はい。怒鳴りながらものすごい勢いでかつおに向かって、殴りかかっています。このままではかつおが殺されてしまう、危ないと思いました。

弁護士： どうして殺されてしまうと思ったのですか。

ゆうこ： ケンイチ君は昔から空手をやっていて、高校のときは、県大会でいつも上位の成績をとっていました。それに、背も高くて、体格も良いですから、ケンイチ君に小柄なかつおが殴られたら、殺されてしまうと思いました。

弁護士： 以前被告人はケンイチ君にひどく殴られたことがありましたね。

ゆうこ： お酒を飲んでいて、喧嘩になって、かつおはコテンパンに殴られました。鼻の骨が折れて、少し鼻が曲がってしまいました。

弁護人： ナイフでケンイチ君を刺したときの被告人の体勢は、どのようになっていますか。

ゆうこ： かつおは、膝（ひざ）が折れて中腰（ちゅうごし）の状態です。すっかり腰が引けていました。ケンイチ君が怖くて、とっさにナイフを出して構えたところ、ケンイチ君がナイフを気にせず突っ込んできたためお腹にナイフが当たってしまったように見えました。

弁護人： 以上です。

裁判官： 検察官、反対尋問をどうぞ。

検察官： 被告人は、以前はケンイチ君と仲が良かったのですよね。

ゆうこ： 高校時代はとても仲がよく、ケンイチ君はうちに遊びにきていました。でも、かつおはケンイチ君に鼻を折られてから、遊ばなくなり、私がケンイチ君の話をするとうざいになりました。

検察官： 鼻を折られたとき、被告人はケンイチ君のことを恨（うら）んでいましたか。

ゆうこ： あの時は、「ケンイチむかつく、ぶっ殺してやりたい」と言っていました。

検察官： 被告人は、中学のときに喧嘩をしてナイフで友達を傷つけたことがありますね。

ゆうこ： ありますけど、それが何だって言いたいのです！

検察官： 被告人は、逆上（ぎゃくじょう）すると見境（みさかい）なくナイフで切りつける癖（くせ）があるのではないですか。

ゆうこ： かつおは、気の弱い子です。うちのかつおに限って、自分から手を出すはずありません。うちのかつおに限って・・・

検察官： そう興奮しないで・・・あなたが、見ていた場所から、被告人とケンイチ君がいた位置まで、どのくらい離れていましたか。

ゆうこ： 自宅から少し離れたところに駐車場がありますので、20メートルほど離れていました。

検察官： 事件当時、周囲は暗かったですか。

ゆうこ： やや薄暗（うすぐら）かったですけど、だいたい二人の様子は見えました。

検察官： だいたいということは被告人がナイフを構えた様子が本当に見えていたのですか。

ゆうこ： ……かつおは腰が引けてたあと後で言っていましたから。

検察官： あなたは、さきほど被告人はケンイチ君が怖くて、とっさにナイフを出して構（かま）えたところ、お腹にナイフが当たってしまったように見えたと言っていますが、これはうちのかつおが自分から刺すことなど考えられないという、自分の願望からそのように証言しているのではないですか。

ゆうこ： いいえ。ケンイチ君の怒鳴り声が本当に怖かったもので、そのように見えました。

検察官： 以上です。

被告人質問

弁護人： まず、事件の発端（ほったん）ですが、ケンイチ君があなたに暴力をふるうきっかけは、何だったのですか。

かつお： ケンイチが、私とチコとの関係を聞いてきたときに、知らないと答えたからだと思います。

弁護人： どうして、知らないと答えたのですか。

かつお： 偶然（ぐうぜん）チコを町で見かけて、買ったばかりのレクサスを自慢（じまん）したくて、チコを乗せて近くを走らせてました。チコとの関係はそれだけだったんです。でも、その日のケンイチは、初めから頭に血が上っていて、とても説明しても分かってもらえない様子でしたので、とぼけようと思いました。それがいけなかったのですが・・・

弁護人： 先ほどケンイチ君はあなたがチコと朝帰りしたと証言していましたが、これはどういうことですか。

かつお： ファミレスで、彼女からケンイチとの関係がうまくいっていないという悩みを聞いていたら朝までかかってしまったことはありました。多分そのことを疑っていたのではないのでしょうか。

弁護人： あなたは、最初何度もケンイチ君から殴られましたね。

かつお： はい。いきなり胸倉（むなぐら）を掴（つか）まれて、何度もこぶしで殴られました。顔がジンジンして、唇も切って血がでました。

弁護人： その後、一度ケンイチ君は殴るのを止めましたね。

かつお： ケンイチは、息を切らせ、私の胸倉を放しました。

弁護人： あなたは、どうしてナイフを取り出したのですか。

かつお： ケンイチからこれ以上殴られないようにするためです。ケンイチは、息が整（ととの）った後、いきなりレクサスのドアを蹴（け）りつけ、さらに、ドアミラーを手で折りました。そして、また鼻の骨を折ってやろうかと殴りかかってきました。さらに殴られてはかなわないと思って、ナイフを取り出しました。

弁護人： 再び殴りかかってきて、ケンイチ君はあなたをどうすると思いましたか。

かつお： 昔からケンイチと喧嘩をしてその度に同じことになっていたのですが、その時のようにぼこぼこに殴られることになると思いました。

弁護人： 命まで危ないと感じましたか。

かつお： 以前、酔っ払って喧嘩をしたとき、ケンイチに思いっきり殴られて、鼻の骨を折られて、少し鼻が曲がってしまいました。それに、ケンイチは空手をやっけていて瓦（かわら）を20枚一度に割ったと自慢していました。ケンイチの本気をだしたときの力は半端（はんぱ）ではありません。そのときのケンイチの目は釣りあがり、真っ赤な顔をしてまるで赤鬼のような様子でした。そのときはケンイチが手加減するようには思えなかったので、本気のケンイチに殴られ続けたら死んでしまうと思いました。

弁護人： あなたはどのような気持ちでケンイチ君を刺しましたか。

かつお： ただ無我夢中で、殴られたくない一心でナイフを構えて振り回しました。ケ

ンイチはナイフに構わず突っ込んできたので、振り回したナイフがケンイチの腹に当たってしまいました。

弁護人： ケンイチ君のナイフで刺されたときの傷は、内臓まで達していないものですが、もしあなたが積極的に傷つけてやろうと切りつけていたらもっと深く刺さっていると思いますか。

かつお： あのときは腰が引けていまし、ナイフを左右に振っていただけなので、力が入っていませんでした。自分から突っ込んで行ったら深々とナイフが刺さってケンイチを殺していたかも知れません。

弁護人： あなたの、身長・体重はどのくらいですか。

かつお： 身長160センチ、体重50キロくらいです。

弁護人： 今現在、ケンイチ君に対して、どう思っていますか。

かつお： ナイフで切りつけたことは悪いと思っていますが、ケンイチが殴ってこなかったらナイフで切りつけたりしなかったので、正直謝（あやま）る気にはなれません。

弁護人： 以上です。

裁判官： 検察官、どうぞ。

検察官： あなたとチョコさんとはどのような関係なのですか。

かつお： 高校時代からのただの友人です。

検察官： 本当は、チョコさんのことが好きで、チョコさんと付き合っていたケンイチ君に嫉妬（しつと）していたのではないですか。

かつお： そんなことはないです。

検察官： あなたは、以前ケンイチ君に殴られて鼻の骨を折られたことをずっと恨んでいませんでしたか。

かつお： それは快（こころよ）く思いませんが、二人とも酒を飲んだ上でのことであり、いつまでも恨んではいません。

検察官： 酒の席では、どうして喧嘩になったのですか。

かつお： ……私が、ケンイチに彼女のことをもっと大切にしろと説教をしたことに対して、お前にいわれたくないと怒り出したからです。

検察官： あなたは、ケンイチにいつもやられているので復讐（ふくしゅう）を計画していたのではないですか。

かつお： いいえ。

検察官： では、あなたは、なぜズボンの横ポケットにナイフを入れていたのですか。

かつお： 内装業をしているので、その日仕事に使ったナイフをそのままポケットに入れていました。

検察官： あなたは、ケンイチ君から殴られた後、「チョコとは何にもねえよ」と言いながら馬鹿にした態度をとりませんでしたか。

かつお： 覚えていません。

検察官： あなたは、新車のレクサスを蹴られ、さらにドアミラーを折られて逆上したのではないですか。

かつお： レクサスはセルシオから乗り換えたばかりで大切にしていたのですが、そのときはケンイチの様子が尋常（じんじょう）ではなかったので、ケンイチがこわいという気持の方が大きくて、怒る気持ちになりませんでした。

検察官： また鼻の骨を折ってやろうかと言われて、逆上（ぎゃくじょう）したのではないですか。

かつお： ケンイチが怖くて殴られたくないと思っただけです。

検察官： あなたは、中学のとき同級生を突然カッターナイフで切りつけたことがありますよね。

かつお： ありますが、昔の話です。

検察官： あなた自身カッとなりやすい性格ではないですか。

かつお： 職場では、温和（おんわ）な性格で通っています。

検察官： でも、あなたが急にギラギラとした目でケンイチ君を睨みつけた後、自らケンイチ君の懐めがけて突っ込んでいき、切りつけてたことをどう説明するのですか。

弁護人： 異議あり。誤導（ごどう）です。被告人は、急にギラギラとした目でケンイチ君を睨みつけていませんし、自ら突っ込んでおりません。

検察官： ゴホン。質問をかえます。あなたは、ナイフを突きつけたとき「殺してやる」と言いましたね。

かつお： 言いましたが、本気で殺すつもりはありませんでした。

検察官： 殺す気はなかったとしても、ケンイチ君を積極的に傷つける意思があったのではないですか。

かつお： それもないです。あのときはケンイチに腕をつかまれてしまい、強気の態度を見せないとやられると思ったから、ハッターをかましました。

検察官： ケンイチ君が再び殴ってきたとき、あなたはナイフで刺す以外に他に方法があったのではないですか。

かつお： 私の後ろにはレクサスがあって後ろに逃げることはできませんでした。かといって、空手をやっているケンイチのパンチをすり抜けてそのまま逃げ出すなどできるとは思いませんでした。

検察官： 以上です。

裁判官： あなたは、ケンイチ君から話し合いを求められたとき、どうして応じようとしなかったのですか。

かつお： ケンイチと会うと、よけい揉（も）めそうだと思ったからです。

裁判官： ケンイチ君が、駐車場で待ち伏せしていることは予想していましたか。

かつお： それは予想できませんでした。ケンイチが来たとき、まずいことになったと思いました。

裁判官： あなたは、仕事が終わった後も、作業用ナイフをズボンの横ポケットに入れているのですか。

かつお： いつもは仕事が終わると工具箱にしまっておくのですが、この日は工具箱にしまい忘れてポケットに入れっぱなしにしていました。